

久米南町行財政改革大綱

平成 1 8 年 2 月

岡山県久米南町

目 次

1	基本方針	
(1)	基本的な考え方	1
(2)	行財政改革の進め方	2
(3)	進捗状況等の公表	2
(4)	推進期間	2
2	重点事項	
(1)	事務事業の再編・整理等	2
(2)	時代に即応した組織・機構の見直しについて	4
(3)	定員管理及び給与等の適正化の推進	5
(4)	効率的な行政運営と職員の能力開発等の推進	5
(5)	行政の情報化の推進等による行政サービスの向上	6
(6)	公共施設の適正配置と管理運営	7
(7)	第三セクター、公営企業の見直し	7

久米南町行財政改革大綱

平成18年2月24日

1 基本方針

(1) 基本的な考え方

我が国は、少子高齢化の進行や高度情報化社会の進展、循環型社会への対応など社会経済情勢は急激に変化しており、さらに景気の動向は依然として厳しく、先人が経験したことがない変革の時代となっている。

久米南町においては、従来より行財政改革の推進には積極的に取り組んできたところであるが、町の歳入の最もウェイトの高い地方交付税の大幅な削減など現下の町行政を取り巻く環境は極めて厳しいものがある。

このようななか、地方分権の理念である「自己決定、自己責任」のもと、限られた財源と人的資源を有効に活用し、町民と行政が力を合わせ協働することにより、地方分権時代にふさわしい行財政運営の効率的、効果的な施策や事業を推進し、町の活性化や夢のあるまちづくりを推進する必要がある。

行財政改革の基本目標は、未来に向けて新たな行財政運営の基盤を築くことにあることから、厳しい財政状況下にあっても、消極的にならず、真に効果的な行政施策を推進できる体制づくりを行う好機ととらえ、抜本的な改革を目指す。

そのため平成10年9月に策定した「久米南町行財政改革大綱」を見直し、実施計画(集中改革プラン)を策定し、より積極的に推進するものとする。

行財政改革推進にあたっての基本的事項は以下のとおり。

町民の福祉の増進に努めるとともに、町の活性化や夢のあるまちづくりを推進するため、最小の経費で最大の効果を挙げ、サービス精神と経営感覚に立脚した行財政改革を進める。

既存の枠組みや従来の発想にとらわれない柔軟な姿勢で町民へのサービス向上、制度の企画立案等に取り組む。

地方分権の推進に伴い、町が自ら判断する領域が拡大しており、各職員が自ら施策の方向や実施方法等を考え、行政運営にあたる必要がある。そのため、職員一人ひとりの意識改革を一層進める。

行財政改革は、行政運営にかかわる全ての職員が自らの問題として取り組むことが必要なことから、職員の意欲を高め、主体的な創意工夫を引き出す仕組みを設ける。

行財政改革の推進にあたっては、町民の参画のもとにこれを進めることが重要であり、久米南町活性化推進委員会はもとより、引き続き広報くめなんの町民からの提案コーナーを活用するなど、町民の意見を幅広く聴くよう努める。

(2) 行財政改革の進め方

行財政改革の推進にあたっては、町民の代表からなる「久米南町活性化推進委員会」の意見・提言を踏まえ、庁内組織である「久米南町活性化推進本部」で大綱の策定を行うとともに、実施計画(集中改革プラン)を策定し、職員総参加のもと取り組んでいく。なお、新たな改革事項は、その都度、実施計画(集中改革プラン)に盛り込み推進するものとする。

(3) 進捗状況等の公表

行財政改革の進捗状況は、可能な限り実施時期及び数値目標を明らかにするとともに、毎年度の進捗状況について、広報紙、町のホームページ等を活用して町民に分かりやすい形で公表する。

(4) 推進期間

推進期間は、平成17年度から平成21年度までの5年間とする。

2 重点事項

(1) 事務事業の再編・整理等

厳しい財政状況の中、限られた財源で多様化、複雑化する行政需要に的確に対応していくため、行政の守備範囲を再点検し、経費負担の適正化に努めるとともに、時代に対応した施策の選択や事務事業の整理統合等による行政効果の向上を図る必要がある。

事務事業の再編・整理、廃止・統合にあたっては、次のような視点での検討を行う。

- 町行政の守備範囲を超えていないか
- 既に一定の成果が達成されていないか
- 必要性、緊急性の観点から問題はないか
- 効果に比べ多大の費用がかかっていないか
- 他に類似事業があり、施策が重複していないか
- 行政水準の観点から適正か

(1) 節等の分類で見直しを行う基本的見解

(歳入)

使用料・手数料

全ての使用料は3年ごとに料金の算定を行い、改定を検討。改訂に際しては、近隣町との均衡を考慮する。

水道料については、早期に久米南簡易水道の料金体系に統一する。

施設使用料は、実費相当分(光熱水費等)を原則とする。ただし、町外利用者に係る使用料は、近隣施設使用料等を参考に検討する。

手数料については、平成17年度予算編成時に改革を行っているものはその水準で、その他については現状の水準を維持する。

諸収入

適正な金額となるよう算定を行い、見直しを検討する。

各種教室参加費等は、原材料相当分の負担を原則とする。

(歳出)

報酬

委員報酬は平成16年4月から4時間を超えない場合は半額とする改正を行っているため、その水準を維持する。

選挙長、投開票管理者、投開票立会人の報酬額は見直しを検討する。

各種委員会等の定数については、法令等に定めがあるものを除き、必要最小限とする。また、活動していない委員会、類似の委員会等は積極的に統廃合を進める。

賃金

臨時職員等の採用は、必要最小限とする。

報償費

内容が補助金的なものについては、「補助、交付金」の例による。

事業実施に伴うものは、事業自体の効果等も含め検討する。

旅費・交際費・需用費・役務費

平成18年度予算編成にあたり、原則として10%削減を目標とする。

委託料

可能な限り職員で対応し、経費の節減に努める。

業者委託については、入札による業者選定を基本に経費節減を行い、その他については積極的な削減交渉を行う。

使用料・賃借料

平成18年度予算編成にあたり、原則として10%削減を目標とする。

借地について、購入可能なものは計画的に予算の範囲内で取得する。また、利用状況等の現状を把握し、返還可能なものは返還を検討する。

機器等の有効利用を行うとともに、統廃合等で合理化を図る。リース期間が終了しても再リースを検討するなど、安易に新規リースを行わないことを原則とする。

補助、交付金

平成18年度予算編成にあたり、原則として10%削減を目標とする。

各種団体について、自主運営を基本とする。

団体補助金は、年間収支実績の2分の1以下とし、活動実態、成果等を勘案し、活動内容が真に町の活性化に有効となる団体に補助する。

原則食糧費主体とみなされる団体は、補助をうち切る。

補助終期を設けることを検討する。

運営費補助を交付している団体で事務局を町が持っている場合は、自主運営への移行を図る。

類市の補助金等は、可能な限り統廃合を推進する。

負担金

各種協議会等への加入等の負担金は、他の自治体との関係もあるが、積極的に脱会等も含め検討する。

一部事務組合等の負担金は、管理運営の効率化や経費の節減に努めるよう求める。

扶助費

効果、対象範囲を検討する。

[2]各種事務事業等

各項目共通事項

事務事業等評価システムを導入し、計画策定(Plan) 実施(Do) 検証(Check) 見直し(Action)のサイクルに基づいたシステムの確立を図る。

法律等で義務化されている事業以外は、全て見直しを実施する。

補助金交付を行う事業は、節等の分類で見直しを行う基本的見解「補助、交付金」と同じ考え方で検討する。

- ・補助終期を設けることを検討する。

- ・効果、対象範囲等を検討する。

重点施策の絞り込みを行う。施策の絞り込みについては、町民生活に密着した部分を重点に行う。

人口問題

人口増施策、少子化施策、定住化施策等を推進する。実施にあたっては、意向調査等を行い、若者等のニーズを把握し、各種施策を総合的に実施することを検討する。

大型プロジェクト

緊急性、公平性等を考慮し、優先順位を付けて計画的に実施する。

(2) 時代に即応した組織・機構の見直しについて

町民に軸足をおいた柔軟でスリムな行政システムの構築を目指すとともに、町民にわかりやすい組織の在り方について常に検討する。

高齢化、少子化、情報化、国際化など地域社会を取り巻く社会情勢の変化に伴い、新たな行政課題や町民の多様化するニーズに迅速、的確に対応するため、政策形成機能、総合調整機能の充実や福祉、保健等の連携した総合的、機能的な施策の推進を図る必要がある。このため、組織、機構全般の総点検を常に実施し、内部組織等の整理統合の検討など実情に即した見直しを行う。

(1) 組織、機構の見直し

各課室等の事務事業の再編成による課室等の見直し、または整理統合を図り、簡素化を推進する。

〔2〕消防団組織の充実等

消防団については、確固とした指揮命令系統の確保及び時代に即応した簡素で効率的な組織の確立に努める。また、組織の統合、消防団員数の見直しを検討する。

〔3〕官と民の協働のまちづくり組織の充実

地方分権時代の担い手としての自治組織の在り方、公民館活動や地域コミュニティ活動等の活性化をはじめ現在の組織等を検証し、地域が中心となって官と民が協働してまちづくりを担う組織づくりを進める。

〔4〕各種協議会等の見直し

委員会、各種協議会等の組織・定数等の見直しを行い、簡素・合理化を推進するとともに女性委員の登用を進める。

（3）定員管理及び給与等の適正化の推進

定員の適正化については、事務事業の見直しや組織の簡素化・効率化を進めることにより、定員削減に取り組む。また、将来の業務量の的確な推計に基づく職員配置に努めるとともに、スクラップ・アンド・ビルド（行政組織で部署を新設する場合、同等の組織の統廃合を同時に行う、組織の肥大化防止法）の徹底等による適正かつ計画的な定員管理の推進と、給与等についても内容の検討を行い、その適正化を図る。

〔1〕定員管理

近隣町及び類似団体別職員数の状況等を参考に少数精鋭を基本とした定員適正化計画を策定し、計画的に推進するとともに、臨時職員、嘱託職員等を効果的、弾力的に活用することにより、職員数の削減を図り、人件費総額の抑制に努めることを基本とする。

平成17年度は平成16年度末で退職した7人を不補充とした。（7%の純減）平成22年4月1日における職員数については、平成17年4月1日現在の職員数に対して、新地方行革指針（総務省）に掲げられている4.6%を上回る純減を図ることを目標とする。

〔2〕給与等の適正化

国における給与制度改革の動向を踏まえ、近隣町、人事院勧告、地域民間企業の給与等を勘案しながら給与、職員手当の適正化を図る。

（4）効率的な行政運営と職員の能力開発等の推進

町民の負託に応え、その使命を果たすには、職員の資質の向上が求められており、社会経済情勢の急速な変化に対応できる人材の育成は重要となっている。このためにも、職員自らの意識改革はもとより、職員の能力開発等の推進と効果的な行政運営の推進を計画的に実施す

る必要がある。

〔1〕 職員研修の実施

多様化する行政ニーズ、新たに生じた地域の課題に積極的に取り組み、効率的、効果的な政策を迅速かつ、町民の視点に立って立案、実行できるよう、地方分権に対応した職員の資質向上を図るため、各種研修機関の積極的な活用に努める。

〔2〕 職員提案制度の創設

町政全般に関する改善について、職員の創意工夫による提案を求めることにより、事務能率及び職員の政策形成能力の向上を図り、町政の伸展に寄与するため、職員提案制度を創設する。

(5) 行政の情報化の推進等による行政サービスの向上

町民の視点から、分かりやすく、効率的な行政サービスを提供するため、窓口サービスの向上や事務処理の一層の電子化を進めるとともに、各種の情報システムの導入と有効活用を促進する。

また、ITをはじめとする科学技術の急速な進展に対応し、情報過疎とまらない取り組みを研究する。

〔1〕 新たな情報化施策の検討

地上デジタル放送への移行に伴う2011年のアナログ停波や高速インターネット環境整備等、今後、早急に検討を行う必要があり、情報過疎とならない取り組みを研究する。

〔2〕 各種情報システムの有効活用等

町のホームページには、町民便利帳として行政手続き案内を掲載しているが、内容の充実に取り組むとともに、新着情報を使った各種情報提供を進める。このほか、既存の各種行政システムの有効活用を図り、行政各方面での情報化を促進する。

〔3〕 さわやか行政サービスの徹底

従来から展開している「さわやか行政サービス」の一層の推進を図り、行政は地域最大のサービス産業であるとの自覚のもとに、窓口や電話での接遇のより一層の向上に努める。

〔4〕 役所言葉の見直し

官庁特有の「お役所言葉」の言い換えを推進し、町民にわかりやすい文書の作成に努める。

〔5〕 わかりやすい広報

町民向けの広報資料については、行政特有の用語、カタカナ言葉などの使用をでき

るだけ少なくする。また必要に応じて、解説を行ったり、図、表を活用し、ビジュアル化（目で見てわかりやすいように、視覚に訴える）するなど、わかりやすい広報に努める。また、広報紙やホームページを活用し、情報公開を積極的に進める。

(6) 公共施設の適正配置と管理運営

指定管理者制度に基づく施設管理運営の見直しを行う。

公の施設は、サービス水準の向上や管理の効率性の観点から地方自治法の改正により創設された指定管理者制度の導入を進める。新設施設については、施設設置の段階で管理運営の在り方について検討を行う。既存施設のうち管理委託を行っている施設は、原則として平成18年4月から指定管理者制度に移行する。直営施設は、指定管理者制度導入を含めた管理運営の在り方について再検証し、指定管理者制度導入が適当な施設については、平成19年度以降順次導入する。

小学校等の教育施設をはじめとした公共施設の規模決定及び統廃合をも含めた近い将来のあり方について検討する。

町外からの利用を主目的に設置した施設については、独立採算性を原則として収益で経費を賄うように改善を図る。

(7) 第三セクター、公営企業の見直し

道の駅くめなんの管理運営を行っている(有)久米南町ふるさと振興公社は、指定管理者制度の導入により解散(廃止)する。

下水道施設の維持管理について、民間委託導入を研究する。

簡易水道施設の維持管理について、施設の運営や料金の徴収などを含む包括的民間委託を導入することについて研究する。